告示

○総務省告示第百十八号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項第三号の規定に基づき、平成八年自治省告示第八十六号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める施設を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十二日

総務大臣　新藤　義孝

第三号を削る。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十二日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四三七一	二五、二一	松永　有史
四三七二	二五、二一	貝塚　聡
四三七三	二五、二一	堤　登志男
四三七四	二五、二一	最首　利光
四三七五	二五、二一	芦塚　泰
四三七六	二五、二一	髙見　亮
四三七七	二五、二一	松井　章
四三七八	二五、二一	中明　勇貴

○法務省告示第百一号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定に基づき、平成二十四年四月十七日法務省告示第百五十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

第一号の表中「２３、Ｂｏｒａｍａｅ－ｒｏ３－ｇｉｌ、ＧＷａｎａｋ－ｇｕ、Ｓｅｏｕｌ、Ｋｏｒｅａ」を「３、ＳｏＷｏｌ－ｒｏ、Ｊｕｎｇ－ｇｕ、Ｓｅｏｕｌ、Ｋｏｒｅａ」に改める。

○法務省告示第百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

シロキ工業株式会社	神奈川県藤沢市桐原町二番地
	仕上げ

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ひたち農園	茨城県常陸大宮市大岩千四百六十三番地十五	畜産農業
株式会社ワイ・シイ・アイ	埼玉県川越市大字下赤坂五百五十七番地一	塗装
株式会社ケーエムエフ	東京都港区東新橋二丁目十番二号	溶接

○法務省告示第百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

株式会社東海鉄工所	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町千五百五十六番地
	機械加工

○法務省告示第百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表有限会社清明エンジニアリングの項中「静岡県浜松市西区雄踏町宇布見九千二百四十四番地の一」を「静岡県浜松市西区雄踏町宇布見九千二百三十二番地の六」に、「機械保全」を「冷凍空気調和機器施工」に改める。

○法務省告示第百五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般財団法人日本自転車普及協会

東京都港区赤坂一丁目九番三号

認証年月日

平成二十五年二月二十一日

○外務省告示第六十九号

平成二十五年二月二十日にダッカで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

平成二十五年三月十二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七百六億九千三百万円（七〇、六九三、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　それぞれの支出期間は、付表の1に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後十年、付表の2に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後十三年、及び、付表の3に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、バングラデシュの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　バングラデシュ人民共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。